## バイクやトラクター・軽自動車等の廃車・変更届はお済ですか?

軽自動車税は毎年4月1日現在でバイク・小型特殊自動車(農耕用トラクターやフォークリフト等)・軽自動車などを所有する人に対して課税されます。

「廃棄、処分した」・「人に譲った、売った」場合など届出が必要です。4月2日以降の届出になると、その年度分までは引き続き課税されてしまいますので、3月末日までには手続きを済ませてください。特に譲渡等では届けを忘れるとトラブルの原因になりますので、お互いの確認をお願いします。

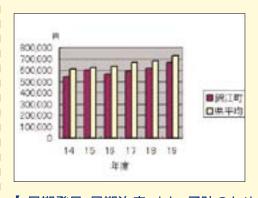
なお、車体を変更した場合や所有者が亡くなられた場合、転出された場合も届出が必要です。ナンバーを紛失された時も届出がないと課税されます。

下記のとおり車種によって手続き場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

車両の種類	手続きの場所等
<ul><li>●原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)</li><li>●小型特殊自動車 (農耕用トラクターやフォークリフト等)</li><li>●ミニカー</li></ul>	●錦江町役場…住民税務課・住民生活課 登録:車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑 廃車:ナンバープレートと所有者の印鑑 名義変更:新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの
<ul><li>●軽自動車(四輪)</li><li>●軽自動車(二輪) 〈125cc 超え 250cc 以下〉</li><li>●小型二輪〈250cc 超え〉</li></ul>	●鹿児島県軽自動車協会 (住 所) 鹿児島市谷山港2-4-3 (電 話) 099-261-4011 (代表) (受付時間) 8:30~12:00 13:00~15:30



## 健診から始める健康づくり ~ その2~



錦江町国保の「1人当たりの医療費の推移」についてみてみましょう。 医療費は年々増え続けており、平成18年度から60万円台まで伸 びています。原因として、国保加入者の高齢化(病気にかかるリス クが高くなっている)や、生活習慣病の重症化などがあげられます。

- 医療費抑制の対策として
  - ① 健診、人間ドックを積極的に活用しましょう
  - ② かかりつけ医を持ちましょう (お医者さんの掛け持ちはやめましょう)
  - ③ お医者さんを信頼し、支持を守りましょう
  - ④ 薬をたくさん欲しがるのはやめましょう

【 早期発見、早期治療、また、予防のための特定(長寿)健診を受けることが、医療費の抑制につながります。】

## 平成22・23年度錦江町入札参加資格審査の申請受付について

錦江町では、競争入札に参加される場合や町との様々な契約(工事・コンサルティング・物品購入など)においては、事前に資格審査登録が必要になります。

現在登録いただいてる資格等の有効期限は平成22年3月末までの有効期限となっておりますので、平成22年4月以降、町の入札や取引等希望される方は申請・登録が必要となります。

申請の詳細(申請書式・提出書類・受付期間等)につきましては、町のホームページに記載しておりますので、十分熟知のうえ申請書に必要書類を添付し、下記受付期間に提出をお願いいたします。

- ●受付期間 平成22年1月4日~平成22年3月31日 ※4月以降随時受付
- ●対象期間 平成22年4月1日~平成24年3月31日
- ●提出先 (物 品) ············ 錦江町役場 会計課 TELO994-22-3038 (建設工事等の場合) ····· 錦江町役場 建設課 TELO994-22-3033